

# 『神奈川県地球温暖化対策推進条例』（仮称）の概要

持続可能な地域交通を考える会  
2008年度 第3回 定例会資料  
2008.07.10（担当：井坂）

## 大規模事業者について

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」（大規模事業者）の定義

- 店舗単体の排出量は大きくなくとも、チェーン店などで合わせると大きな排出量になるものは対象となる。
- 一定規模以上の従業員がいる事業者
- 一定台数以上の自動車を使用する事業者

## 大規模事業者の義務

「排出量の報告や排出を削減するための計画書」の提出（公開）が義務づけられる（対象とならない規模の業者は任意で提出でき、助言・支援等が受けられる）

## 不履行時の罰則

勧告と、氏名等の公表。

## 具体的な施策

### <建築物>

建物の環境性能の表示、環境配慮の計画書提出

大規模開発をする事業者は「開発後に排出される可能性のある温室効果ガスの排出抑制等に関する計画書」を提出（公開）

### <エネルギー>

新エネルギー等の利用に関する努力規定、大規模事業者には報告義務  
グリーン電力証書の活用等を推進

### <森林>

森林の保全・整備、間伐材利用などの努力義務（事業者、県民等）

### <交通・自動車対策>

1. **マイカーの利用から公共交通機関の利用への転換**（全文掲載）
  - 県民は、マイカーの利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用に努めなければならない。
  - 県は、市町村等と協力して、自転車を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。
  - 商業施設や大規模イベントなど、多くの来客が見込まれる施設・イベントの管理者や主催者は、マイカーでの来場を減らすための配慮をしなければならない。
2. エコドライブの推進
3. 環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ整備等……専ら電気自動車普及

### <ライフスタイル>

商品やサービスに関する環境配慮の実施

- 温室効果ガスの排出量がより少ない商品の開発（該当事業者、努力義務）
- 温室効果ガスの排出量がより少ない商品・サービスの販売と、排出量に関する情報の提供（該当事業者、努力義務）
- 営業時間の短縮やレジ袋の削減など、より環境負荷の小さい方法での販売や配送（該当事業者、努力義務）
- 温室効果ガスの排出量がより少ない商品やサービスの購入（全県民・事業者、努力義務）

高効率照明の利用の推進……白熱電球は原則使用禁止に（県民含む）

ライフスタイルの転換の推進

### <環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援>

●環境配慮技術の研究開発の促進 ●温室効果ガス削減に貢献する活動に対する支援

### <啓発・環境教育>

●普及啓発活動の推進 ●環境教育の推進 ●温暖化対策に関する顕彰

### <連携・体制等>

●連携による温暖化対策の推進 ●他の自治体と連携した温暖化対策の推進 ●国際協力の推進

以 上